

有効期限の記載がない Brighton Hotels GIFT CARD

お取扱い終了に伴う払戻しのご案内

有効期限の記載がない Brighton Hotels GIFT CARD のご利用は

2017年4月30日(日)をもって終了させていただきました。

資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき下記のとおり払戻しをいたします。

■ 払戻しの対象となるギフトカードの種類

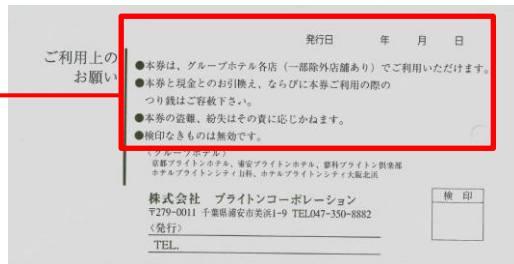
Brighton Hotels GIFT CARD 5,000円・1,000円・500円の裏面に

有効期限の記載がないもの



〔表面〕

〔裏面〕

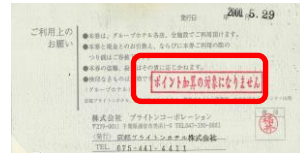


有効期限の記載のあるものは引き続きご利用いただけます。

有効期限の記載のないものは払戻しの対象となります。

【注意事項】 表面又は裏面に「CLUB With B」・「ポイント加算の対象になりません」と押印があるものは

ポイント還元によるギフトカードのため払戻しは対象外となります。



■ 払戻し実施者

株式会社 Brighton コーポレーション

■ 払戻し申出期間

2017年5月1日(月)より2017年7月31日(月)まで

・ご来館の場合:最終受付時間:2017年7月31日(月)17:00まで

・ご郵送の場合:2017年7月31日(月)当日消印有効

※この期間内にお申し出がない場合は、該当払戻し手続きから除外されますので、ご注意ください。

■ 払戻し申出方法及び払戻し方法

払戻し対象となるギフトカードをお持ちになり、下記ホテルまでご来館ください。

京都 Brighton ホテル フロント(京都市上京区新町通中立売(御所西))

浦安 Brighton ホテル 東京ベイ フロント(千葉県浦安市美浜1丁目9番1号)

対象のギフトカードの額面分を現金にて払戻しいたします。

※払戻し金額が3万円を超える場合、ご来館が不可能な場合はお振込みでの払戻しとなります。

弊社所定の「払戻し依頼書」に必要事項をご記入のうえ、払戻し対象のギフトカードを同封し、簡易書留で

ご郵送ください。(送料及び振込手数料は弊社にて負担いたします。)

【郵送先】〒279-0011 千葉県浦安市美浜1丁目9番2号 パシフィックマークス新浦安6F

株式会社 Brighton コーポレーション 経理部経理課 ギフトカード払戻し係

※「払戻し依頼書」は各ホテルフロントにてお受け取りいただくか、[こちらよりダウンロード](#)、印刷してください。

払戻し依頼書の記入不備又は記入された枚数・金額と同封された払戻し対象のギフトカードに相違がある場合はご返送いたします。

再度お送りいただくまでの間に上記「払戻し申出期間」を経過した場合、該当払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

■ 払戻しに関するお問い合わせ先

株式会社 Brighton コーポレーション 経理部経理課 ギフトカード払戻し係

TEL047-350-8882 (平日: 9:00~17:00)